

実践的主権者教育支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、実践的主権者教育支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高等教育機関、私立高等学校、私立中学校及び一般社団法人鳥取県私立学校協会が行う実践的な主権者教育を支援することにより、政治を含めた社会に対する若者の関心を高めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる経費と、同表の第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更等)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、子育て・人財局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行し、令和元年度（平成31年度）事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助事業	(1) 高等教育機関	・主権者教育に関する講義等の開催
	(2) 私立高等学校、 私立中学校	・主権者教育に関する教員勉強会、講演会等の開催
	(3) (一社) 鳥取県 私立学校協会	・複数の私立高等学校及び私立中学校が共同で取り組む本欄の(2)に掲げる事業
2 事業実施主体	高等教育機関、私立高等学校、私立中学校、(一社) 鳥取県私立学校協会	
3 補助対象経費	講師謝金、旅費、会場借上料、消耗品費等	
4 限度額	(1) 高等教育機関	1校あたりの補助金交付額は年間130千円を限度とする。
	(2) 私立高等学校、 私立中学校	1校あたりの補助金交付額は年間130千円を限度とする。なお、中高一貫校は1校とみなす。
	(3) (一社) 鳥取県 私立学校協会	共同で補助事業に取り組む私立高等学校及び私立中学校の校数に本欄の(2)に掲げる限度額を乗じた額を限度とする。ただし、第1欄の(2)に掲げる取り組みと合わせて、1校あたりの補助金交付額は年間130千円を限度とする。

年度実践的主権者教育事業計画書（報告書）

1 目的	
2 内容	
3 他の補助金の活用	有 ・ 無
※本事業において、活用を予定する他の補助金等があれば、その名称及び助成元の団体名を記載してください。	

年度収支予算書（決算書）

1 収入の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 引 ）
計			

2 支出の部

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額 （本年度決算額）	増 減 （ 差 引 ）
計			

様

職氏名



〇〇年度実践的主権者教育支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった実践的主権者教育支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、実践的主権者教育支援事業補助金交付要綱（平成27年10月15日付第201500096562号地域振興部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。